

### 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### ⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)、無配当定期保険(Ⅱ型)については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

遺族共済年金補完事業 平成28年度 第25回 新規加入・更新のお知らせ

# 遺族附加年金事業

(こども特約付半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険)

必ずお読みください!

## 家族支援事業 70

(年金払特約付団体定期保険)

## 新・3大生活習慣病克服事業

(リビング・ニーズ特約付集团扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

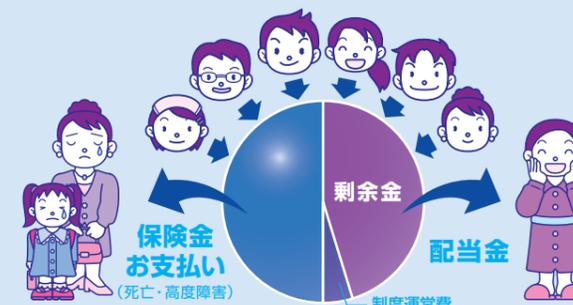
## 退職後継続事業 (リレープラン)

(リビング・ニーズ特約付集团扱無配当定期保険(Ⅱ型))

### 制度のしくみ

(保険期間/1年間 平成28.1.1~平成28.12.31)

運営資金(加入者の掛金)



昨年の給付実績  
(遺族附加年金事業)  
5件 7,921万円  
(年金原資)  
(家族支援事業70)  
9件 4,600万円  
(年金原資)

昨年の配当率  
(遺族附加年金事業)  
約54.2%  
(家族支援事業70)  
約44.7%

1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しします。(ただし、新・3大生活習慣病克服事業、退職後継続事業(リレープラン)については配当金はありません。)  
※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

組合員が万一死亡退職した場合、遺族共済年金が給付されますが、その額は概ね3万円~17万円程度(平成25年地方公務員給与の実態を参考に当社が試算)であり、残されたご家族が安定した生活を送るためには、遺族共済年金に加え、自助努力による備えが必要です。本事業はこのような現状を踏まえ、共済組合員の遺族の生活安定化を目的とし、遺族共済年金の補完事業として、平成3年1月1日に発足し、平成27年1月現在13,098名(本人・配偶者・こども合計)の皆様にご加入いただき安定した運営を行っております。

本事業の趣旨と本事業の果たす重要性をご理解いただき、ご加入いただきますようお願い致します。

更新日 平成28年 1月 1日(金)

申込締切日 平成27年 9月 18日(金)

※【契約概要】【注意喚起情報】はP21~P23に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

共済通信おいた公認キャラクター



大分県市町村職員共済組合



# 遺族附加年金事業の全体

## 遺族附加年金事業

### 特長 ①

#### お手頃な掛金で大きな保障

加入者が増え、加入規模が大きくなると団体制度ならではのスケールメリットが発揮できます。



### 特長 ②

#### 必要な期間必要な金額を確実に

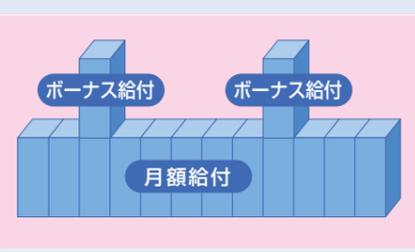
公的遺族年金の補完事業として、年金給付が行われ、残されたご家族の生活を長期にわたりサポートします。



### 特長 ③

#### 配当金の還付

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。



## 家族支援事業70

### 特長 ①

#### 退職後も70歳まで継続可能

現職中から退職後まで継続加入できます。

### 特長 ②

#### 教育資金等として死亡・高度障害保険金を別立てで支給

公的遺族年金+遺族附加年金事業で補いきれなかった教育資金等を、遺族附加年金事業とは別立てで支給します。

### 特長 ③

#### 配当金の還付

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。

## 3大疾病に備えたい

### 新・3大生活習慣病克服事業

所定のがんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたときに給付されます。

#### 保障内容

- 所定のがんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき **特定疾病保険金**
  - 死亡・所定の高度障害のとき **死亡・高度障害保険金** **300万円**
- 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。

## 死亡保障を充実したい

### 退職後継続事業 (リレープラン)

現職中から退職(早期・自己都合・定年退職)後の70歳まで保険料率は加入時と同一で継続できます。

#### 保障内容

- 死亡・高度障害のとき
- 受取期間 **3年**(月額約5.0万円×3年 年金原資180万円)  
 受取期間 **5年**(月額約4.8万円×5年 年金原資290万円)  
 年金額は「年金保険」で契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

## 退職後の取扱いについて

ご退職後も継続できます。

※ご退職後の取扱いについては、ご退職前に再度手続き等のご案内を致します。詳細については、退職時に配布されるパンフレットをご一読ください。

### 【退職後継続扱い】

事業名	加入可能期間	給付内容	掛金	払込方法
遺族附加年金事業	原則として在職中のみ。 (退職後の最初の12月 末日までは継続可能)	在職中と同じ	在職中と同じ	一括払い ※退職時に、12月までの掛金を振込
家族支援事業70	【退職後継続扱い】 70歳まで	在職中と同じ	在職中と同じ	登録口座より引き落とし ※別途手数料が必要となります。
新・3大生活習慣病克服事業				
退職後継続事業 (リレープラン)				



※上記年齢は保険年齢です。  
 ※一般社団法人大分県市町村職員年金者連盟への加入が必要です。  
 ※「家族支援事業70」は、ご退職後および62歳以降は死亡・高度障害保険金500万円のコースのみの継続となります。  
 ※「家族支援事業70」、「新・3大生活習慣病克服事業」、「退職後継続事業(リレープラン)」は「遺族附加年金事業」が加入要件となります。ただし退職後は「家族支援事業70」が「新・3大生活習慣病克服事業」と「退職後継続事業(リレープラン)」の加入要件となります。  
 ※配偶者・ご自身の加入はそれぞれの事業の本人加入が必要です。

**退職後、【退職後継続扱い】で事業を継続するためには、「家族支援事業70」の加入が必要です。ご加入をお勧めします。**

### 【個人保険扱い】

- 「遺族附加年金事業」は、一時払退職後終身保険(終身)・退職後遺族附加年金事業(80歳まで)に加入することができます。
- 「新・3大生活習慣病克服事業」は、個人保険扱いで80歳まで加入することができます。
- 「退職後継続事業(リレープラン)」は、個人保険扱いで70歳まで加入することができます。

(注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。また、更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

# 遺族附加年金事業

<こども特約付半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険>

## 特長

**万一（死亡）の場合に、  
公的遺族年金だけでは不足する  
生活費等を補完する事業です。  
残されたご家族が安定した  
生活を送れるよう支援します。**

【参考】「H25年度 地方公務員給与の実態」を参考に当社が試算 (モデル例)

年代	生前給与	遺族の 必要生活費	公的遺族年金 月額	不足期間	不足額
18～20歳	約 19.5万円	約 13.6万円	約 3.0万円	約 25年	約 10.6万円
21～25歳	22.7万円	15.9万円	3.3万円	25年	12.6万円
26～30歳	26.9万円	18.8万円	3.6万円	25年	15.2万円
31～35歳	32.2万円	22.5万円	11.3万円	25年	11.2万円
36～40歳	38.6万円	27.0万円	14.5万円	25年	12.5万円
41～45歳	43.4万円	30.4万円	15.1万円	20年	15.3万円
46～50歳	47.0万円	32.9万円	16.4万円	15年	16.5万円
51～55歳	49.8万円	34.8万円	14.0万円	9年	20.8万円
56～60歳	51.1万円	25.5万円	14.3万円	7年	11.2万円

※上記の金額はモデル例であり実際の金額とは異なります。年齢・家族構成に応じてご参考ください。

●万が一（死亡・高度障害）の場合、死亡・高度障害保険金を（一時金または年金として）お支払いします。

## 本人

### 充実コース(E1型)

【死亡・高度障害のとき】 【加入区分：本人】

コース	年齢 歳	月額給付					ボーナス給付					月額+ボーナス 総支給額				
		支給月額			支給 期間 年	年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	月額掛金		ボーナス給付額				年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	ボーナス掛金		
		初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円			男性 円	女性 円	初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円			男性 円	女性 円	
E1 型 (E 型)	16～20	6.8	10.9	15.1	25	2,911	2,533	1,543	9.4	15.1	20.7	25	668	3,420	2,084	4,051
	21～35	7.3	11.7	16.1	25	3,105	2,701	1,646	12.6	20.2	27.8	25	895	4,582	2,792	4,527
	36～40	7.2	11.6	16.0	25	3,089	3,583	2,749	12.5	20.1	27.6	25	889	6,063	4,649	4,502
	41～45	8.1	12.0	15.9	20	2,633	4,186	2,923	14.6	21.6	28.5	20	788	7,368	5,146	3,753
	46～50	9.2	12.0	14.8	13	1,783	4,297	2,799	16.6	21.6	26.6	13	532	7,538	4,910	2,444
	51～55	9.2	11.1	12.9	9	1,162	4,450	2,649	16.6	20.0	23.3	9	349	7,859	4,680	1,559
	56～60	9.8	11.3	12.8	7	936	5,513	2,742	17.7	20.4	23.0	7	280	9,696	4,824	1,242
61～65	9.9	10.9	11.9	5	650	5,740	2,685	17.8	19.6	21.3	5	194	10,072	4,710	853	

※E型は月額給付のみのコースであり、新規加入はできません。

## 本人

### 基本コース(L1型)

【死亡・高度障害のとき】 【加入区分：本人】

コース	年齢 歳	月額給付					ボーナス給付					月額+ボーナス 総支給額				
		支給月額			支給 期間 年	年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	月額掛金		ボーナス給付額				年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	ボーナス掛金		
		初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円			男性 円	女性 円	初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円			男性 円	女性 円	
L1 型 (L 型)	16～20	6.4	10.2	14.1	25	2,724	2,370	1,444	8.8	14.1	19.4	25	625	3,200	1,950	3,790
	21～30	6.8	10.9	15.0	25	2,900	2,523	1,537	12.2	19.5	26.9	25	865	4,429	2,699	4,261
	31～35	7.3	11.7	16.1	25	3,105	2,701	1,646	12.6	20.2	27.8	25	895	4,582	2,792	4,527
	36～40	7.3	10.8	14.3	20	2,380	2,761	2,118	12.7	18.7	24.8	20	685	4,672	3,583	3,362
	41～45	8.2	11.1	14.0	15	1,887	3,000	2,095	14.8	20.1	25.3	15	565	5,283	3,689	2,616
	46～50	9.3	11.4	13.5	10	1,325	3,193	2,080	16.7	20.5	24.3	10	396	5,611	3,655	1,787
	51～55	9.3	10.7	12.0	7	880	3,370	2,006	16.7	19.2	21.7	7	264	5,945	3,540	1,167
56～60	9.9	10.9	11.9	5	650	3,829	1,905	17.8	19.6	21.3	5	194	6,718	3,343	853	
61～65	9.9	10.9	11.9	5	650	5,740	2,685	17.8	19.6	21.3	5	194	10,072	4,710	853	

※現在月給付のみのコース(L1型)にご加入の方で告知内容に該当しないためボーナス給付付きのコースにご加入できない場合は、現在加入コースでのご継続となります。  
その場合の給付内容・掛金は上表の月額給付部分をご覧ください。

※L型は月額給付のみのコースであり、新規加入はできません。

## 本人

### 基本コースの約80%給付(A1型)

【死亡・高度障害のとき】 【加入区分：本人】

コース	年齢 歳	月額給付					ボーナス給付					月額+ボーナス 総支給額				
		支給月額			支給 期間 年	年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	月額掛金		ボーナス給付額				年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	ボーナス掛金		
		初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円			男性 円	女性 円	初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円			男性 円	女性 円	
A1 型 (A 型)	16～35	6.4	10.2	14.1	25	2,724	2,370	1,444	11.1	13.6	16.1	10	262	1,341	817	3,355
	36～40	6.6	9.8	13.0	20	2,159	2,504	1,922	8.1	12.0	15.9	20	439	2,994	2,296	2,850
	41～45	7.1	9.6	12.1	15	1,624	2,582	1,803	8.4	11.4	14.4	15	322	3,011	2,103	2,075
	46～50	7.5	9.2	10.9	10	1,070	2,579	1,680	7.9	9.7	11.5	10	188	2,664	1,735	1,306
	51～55	7.9	9.1	10.3	7	752	2,880	1,715	8.5	9.7	11.0	7	134	3,018	1,797	904
	56～60	8.7	9.6	10.4	5	571	3,363	1,673	9.3	10.3	11.2	5	102	3,532	1,757	680
	61～65	8.7	9.6	10.4	5	571	5,042	2,358	9.3	10.3	11.2	5	102	5,296	2,477	680

※現在月給付のみのコース(A1型)にご加入の方で告知内容に該当しないためボーナス給付付きのコースにご加入できない場合は、現在加入コースでのご継続となります。  
その場合の給付内容・掛金は上表の月額給付部分をご覧ください。

※A型は月額給付のみのコースであり、新規加入はできません。

## 本人

### 基本コースの約50%給付(B1型)

【死亡・高度障害のとき】 【加入区分：本人】

コース	年齢 歳	月額給付					ボーナス給付					月額+ボーナス 総支給額				
		支給月額			支給 期間 年	年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	月額掛金		ボーナス給付額				年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	ボーナス掛金		
		初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円			男性 円	女性 円	初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円			男性 円	女性 円	
B1 型 (B 型)	16～35	4.6	6.6	8.5	18	1,315	1,144	697	11.1	13.6	16.1	10	262	1,341	817	1,698
	36～40	5.2	6.8	8.4	13	1,016	1,179	904	8.1	12.0	15.9	20	439	2,994	2,296	1,554
	41～45	5.0	6.2	7.3	10	721	1,146	800	8.4	11.4	14.4	15	322	3,011	2,103	1,091
	46～50	6.3	7.1	7.8	6	503	1,212	790	7.9	9.7	11.5	10	188	2,664	1,735	706
	51～55	7.1	7.7	8.2	4	369	1,413	841	8.5	9.7	11.0	7	134	3,018	1,797	507
	56～60	7.3	7.7	8.1	3	279	1,643	817	9.3	10.3	11.2	5	102	3,532	1,757	382
	61～65	7.3	7.7	8.1	3	279	2,464	1,152	9.3	10.3	11.2	5	102	5,296	2,477	382

※現在月給付のみのコース(B1型)にご加入の方で告知内容に該当しないためボーナス給付付きのコースにご加入できない場合は、現在加入コースでのご継続となります。  
その場合の給付内容・掛金は上表の月額給付部分をご覧ください。

※B型は月額給付のみのコースであり、新規加入はできません。

## 本人

### 支給額・支給期間 固定コース(S1型)

【死亡・高度障害のとき】 【加入区分：本人】

コース	年齢 歳	月額給付					ボーナス給付					月額+ボーナス 総支給額									
		支給月額			支給 期間 年	年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	月額掛金		ボーナス給付額				年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	ボーナス掛金							
		初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円			男性 円	女性 円	初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円			男性 円	女性 円						
S1 型 (S 型)	16～35																				
	36～40																				
	41～45																				
	46～50	8.7	11.8	14.9	15	2,000							26.3	35.5	44.7	15	1,000				
	51～55																				
	56～60																				
	61～65																				

※現在月給付のみのコース(S1型)にご加入の方で告知内容に該当しないためボーナス給付付きのコースにご加入できない場合は、現在加入コースでのご継続となります。  
その場合の給付内容・掛金は上表の月額給付部分をご覧ください。

※S型は月額給付のみのコースであり、新規加入はできません。

# 遺族附加年金事業

<こども特約付半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険>

## 配偶者 [死亡・高度障害のとき] 【加入区分：配偶者】

受取期間	申込金額 万円	年齢 歳	月額給付					年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	月額掛金		総支給額 約 万円
			支給月額			支給 期間 年	男性 円		女性 円		
			初年度 約 万円	全期間 平均 万円	最終 年度 約 万円						
3年	279	16～35	7.3	7.7	8.1	3	279	243	148	279	
		36～40						324	248		
		41～45						444	310		
		46～50						672	438		
		51～55						1,069	636		
		56～60						1,643	817		
5年	480	16～35	7.3	8.0	8.8	5	480	418	254	485	
		36～40						557	427		
		41～45						763	533		
		46～50						1,157	754		
		51～55						1,838	1,094		
		56～60						2,827	1,406		
7年	690	16～35	7.2	8.3	9.4	7	690	600	366	704	
		36～40						800	614		
		41～45						1,097	766		
		46～50						1,663	1,083		
		51～55						2,643	1,573		
		56～60						4,064	2,022		
61～65	6,093	2,850									

## こども [死亡・高度障害のとき] 【加入区分：こども】

死亡・高度障害保険金	掛金
400万円	一律320円(3～22歳)

※一時金のみ取扱いとなります。

- ※この事業は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- ※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例)保険年齢40歳＝平成28年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ※記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- ※記載の年金額はパンフレット作成時点の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算していますので、将来の基礎率の変更により年金額が変動(増減)することがあります。
- ※申込書の提出がない場合は、昨年度と同コースでの自動継続となります。
- ※記載の年金額は通増率単利5%の場合です。
- ※配偶者およびこども特約の掛金は月払のみです。
- ※配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ※配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
- ※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

## 加入資格

**新規(増額)加入をされる場合は、必ず、ご確認の上お申し込みください。**

本人…大分県市町村職員共済組合員で申込書記載の告知内容に該当し、平成28年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方

配偶者…組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、平成28年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方  
こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、平成28年1月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方

### 【告知内容】

#### 本人

##### 【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

#### 配偶者・こども

##### 【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

#### 本人・配偶者・こども共通

##### 【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

### 《別表》

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

医師の診査のいらない、告知書扱いでお申し込みできますが、告知に該当する方のみが新規ご加入(増額)できます。健康なうちから、しっかり準備しておきましょう!



# 家族支援事業70

<年金払特約付団体定期保険>

## 事業の特長

- 特長①** 万が一(死亡・高度障害)の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。
- 特長②** ご退職後、70歳まで継続可能(62歳以上は500万円コースのみ)  
ご退職後も、現職中に加入した内容を維持することができます。
- 特長③** 万が一(死亡・高度障害)の際お子さまの教育資金等の確保  
「遺族附加年金事業」とは別枠で、お子さまの教育資金等を準備することができます。
- 特長④** 配当金の還付  
1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。

## 受け取り例 死亡・高度障害保険金の受け取り方

<給付期間を延長する場合>



<給付金額を上乗せする場合>



## 加入資格

**新規(増額)加入をされる場合は、必ず、ご確認の上お申し込みください。**

本人…「遺族附加年金事業」に加入している組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、平成28年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は、満70歳6ヵ月までの方)  
配偶者…組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、平成28年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は、満70歳6ヵ月までの方)

### 【告知内容】

**本人**  
【現在の就業状態】  
申込日(告知日)現在、病気やけがで退職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

**配偶者**  
【現在の健康状態】  
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。  
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。  
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

**本人・配偶者共通**  
【過去12ヵ月以内の健康状態】  
申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

**【別表】** がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

- ・配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者の保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

## 本人

### (1コース)

[死亡・高度障害のとき]  
【加入区分：本人】

コース	年齢 歳	月額給付				年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	月額掛金		総支給額 約 万円
		支給月額					男性 円	女性 円	
		初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円	支給 期間 年				
1	16~35	7.6	8.4	9.1	5	500	465	290	505
	36~40						625	480	
	41~45						875	610	
	46~50						1,350	875	
	51~55						2,130	1,265	
	56~60						3,170	1,580	
	61~65						4,655	2,180	
66~70	7,700	3,355							

## 本人

### (2コース)

[死亡・高度障害のとき]  
【加入区分：本人】

コース	年齢 歳	月額給付				年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	月額掛金		総支給額 約 万円
		支給月額					男性 円	女性 円	
		初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円	支給 期間 年				
2	16~35	7.0	8.6	10.2	10	1,000	930	580	1,038
	36~40						1,250	960	
	41~45						1,750	1,220	
	46~50						2,700	1,750	
	51~55						4,260	2,530	
	56~60						6,340	3,160	
	61						9,310	4,360	
62~65	7.6	8.4	9.1	5	500	4,655	2,180	505	

## 本人

### (3コース)

[死亡・高度障害のとき]  
【加入区分：本人】

コース	年齢 歳	月額給付				年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	月額掛金		総支給額 約 万円
		支給月額					男性 円	女性 円	
		初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円	支給 期間 年				
3	16~35	14.1	17.3	20.4	10	2,000	1,860	1,160	2,077
	36~40						2,500	1,920	
	41~45						3,500	2,440	
	46~50						5,400	3,500	
	51~55						8,520	5,060	
	56~60						12,680	6,320	
	61						18,620	8,720	
62~65	7.6	8.4	9.1	5	500	4,655	2,180	505	

## 配偶者

### 配偶者の備えも しっかりと!

[死亡・高度障害のとき]  
【加入区分：配偶者】

口	年齢 歳	月額給付				年金原資 (死亡・高度 障害保険金) 万円	月額掛金		総支給額 約 万円
		支給月額					男性 円	女性 円	
		初年度 約 万円	全期間 平均 約 万円	最終 年度 約 万円	支給 期間 年				
1	16~35	4.5	5.0	5.5	5	300	312	186	303
	36~40						423	321	
	41~45						582	402	
	46~50						864	558	
	51~55						1,305	771	
	56~60						1,902	948	
	61~65						2,793	1,308	
66~70	4,620	2,013							

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
- ・(例)保険年齢40歳=平成28年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算していますので、将来の基礎率の変更により年金額が変動(増減)することがあります。
- ・記載の年齢以外の方の掛金は保険会社までお問い合わせください。

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

# 新・3大生活習慣病克服事業

<リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)>

## 特長

- Point ①** 所定のがんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき、一括して保険金をお受取りになれます。
- Point ②** 万が一（死亡・高度障害）の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- Point ③** 告知書扱で申込手続きは簡単です。

## かかりやすい「がん」の第1位は、男性が「胃がん」、女性が「乳がん」です。

一生涯のうちでがんと診断される確率は、およそ2人に1人とされています。かかりやすい「がん」の第1位は、男性が「胃がん」、女性が「乳がん」となっています。

●男女別のかかりやすい「がん」

**男性**



第1位：胃がん  
第2位：肺がん  
第3位：大腸がん

**女性**

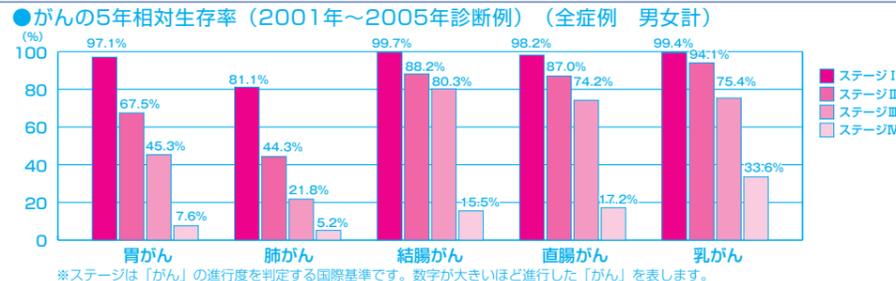


第1位：乳がん  
第2位：大腸がん  
第3位：胃がん

出典：公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'13」  
：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター「地域がん登録全国推計によるがん罹患データ（2010年）」

## 早期発見・早期治療で治せる時代になりましたが、再発が心配です。

医療技術の進歩と検診での早期発見により、種類（部位）によっては「がん」は治せる病気になっています。しかし、治った後の再発が心配です。



出典：公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'13」

## 加入資格

### 新規（増額）加入をされる場合は、必ず、ご確認の上お申し込みください。

本人…「遺族附加年金事業」に加入している組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、平成28年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方  
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、平成28年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方（配偶者だけの加入はできません）

- 【告知内容】**
- 本人**
- 【現在の就業状態】  
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
- 配偶者**
- 【現在の健康状態】  
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。  
（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。  
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
- 本人・配偶者共通**
- 【過去3ヵ月以内の健康状態】  
申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。  
（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
  - 【過去5年以内の健康状態】  
申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。
- 【別表】** がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。  
※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。  
※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。  
※本人について定められた特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金がお支払された場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。  
※加入日（\*）よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には、加入日（\*）以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金のお支払いの対象になりません。  
（\*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 保障額 【加入区分：本人・配偶者】

所定のがんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金

300万円

死亡・所定の高度障害のとき

死亡・高度障害保険金

\* 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。  
<リビング・ニーズ特約>余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
●悪性新生物（がん）	加入日（*）以後保険期間中（ただし、「乳房の悪性新生物（乳がん）」については、加入日（*）からその日を含めて90日を経過した後に、加入日（*）前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき	・上皮内新生物※4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
●急性心筋梗塞	加入日（*）以後に発生した疾病※5を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	加入日（*）以後に発生した疾病※5を原因として、保険期間中に脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	—
高度障害保険金	加入日（*）以後に発生した傷害または疾病※5により保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	—

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「2. 特定疾病の範囲について」—第3条「(特定疾病の範囲)」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日（\*）以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生日が、加入日（\*）前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見（生検）により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めことがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。  
なお、国際対がん連合（UICC）のTNM分類が「T<sub>is</sub>」（膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん）、「T<sub>is</sub>」（上皮内がんまたは非浸潤がん）はお支払対象外です。
- ※5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時を含みます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の作業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿孔、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

（\*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。  
約款規定については引受保険会社のホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。  
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 月額掛金

<保険期間1年 集団扱月払 保険金額300万円> (単位：円)

年齢（歳）	掛金	
	男性	女性
16～20	558	420
21～25	591	507
26～30	651	657
31～35	801	915
36～40	1,110	1,224
41～45	1,677	1,752
46～50	2,541	2,427
51～55	4,053	3,042
56～60	6,294	3,882
61～65	9,603	5,454
66～70	14,460	7,356

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
（例）保険年齢40歳＝平成28年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- この事業の掛金は年単位の契約当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は総保険金額100億円以上300億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規掛金を適用します。
- 記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
- 配偶者だけの加入はできません。



お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

P17～18

# 退職後継続事業（リレープラン）

<リビング・ニーズ特約付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型）>

## 制度の特長

※余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。（リビング・ニーズ特約）  
 ※「退職後継続事業（リレープラン）」は「遺族附加年金事業」とセットでご加入ください。  
 ※配偶者のみの加入はできません。

- Point ①** 万が一（死亡・高度障害）の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- Point ②** 退職後（早期・自己都合・定年退職）も保険年齢70歳まで継続可能
- Point ③** 加入時の保険料率は満期まで同一です。
- Point ④** 医師による診査は不要（簡単な告知のみ）

## 制度の主旨

現職中から退職（早期・自己都合・定年退職）後の70歳まで万が一（死亡・高度障害）の保障をカバーできるこの制度が必要です。



## 退職後も70歳までの死亡・高度障害保障

【加入区分：本人・配偶者】



※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。  
 <<リビング・ニーズ特約>>余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

## 加入資格

**新規（増額）加入をされる場合は、必ず、ご確認の上お申し込みください。**

本人…「遺族附加年金事業」に加入している組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、平成28年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方  
 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、平成28年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方（配偶者だけの加入はできません）

【告知内容】

**本人**  
 【現在の就業状態】  
 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

**配偶者**  
 【現在の健康状態】  
 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。  
 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。  
 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

**本人・配偶者共通**  
 【過去12ヵ月以内の健康状態】  
 申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

【別表】 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。  
 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。  
 ※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

このパンフレットに記載の事項については、契約応当日である平成28年1月1日の新規ご加入または増額部分について適用されます。現在ご加入の部分についてはご加入時にお記している「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について（解除・免責等）」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

## 月額掛金

加入時の保険料率が原則としてそのまま70歳まで続きます。年齢・性別により異なります。  
 ※掛金は割引額の変更、または退職時の個人扱いへの変更等により変動する場合があります。

本人・配偶者 < 集団扱月払、保険期間70歳満 > ● 保険年齢65歳までの本人とその配偶者が加入できます。

### 受取期間 3年（月額約5.0万円×3年）

死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金(年金原資)180万円 (単位：円)

年齢(歳)	男性	女性	年齢(歳)	男性	女性
16	632	380	41	1,143	626
17	646	387	42	1,179	643
18	659	394	43	1,217	659
19	671	401	44	1,256	677
20	682	407	45	1,298	693
21	695	412	46	1,339	711
22	709	421	47	1,386	731
23	724	428	48	1,433	749
24	738	437	49	1,481	769
25	754	445	50	1,534	788
26	770	454	51	1,588	808
27	788	463	52	1,643	830
28	806	470	53	1,701	850
29	826	481	54	1,762	873
30	844	491	55	1,825	898
31	866	500	56	1,894	922
32	889	511	57	1,966	950
33	911	522	58	2,043	977
34	936	533	59	2,122	1,010
35	961	545	60	2,207	1,046
36	988	558	61	2,299	1,082
37	1,015	572	62	2,398	1,120
38	1,046	583	63	2,506	1,163
39	1,076	598	64	2,623	1,208
40	1,111	612	65	2,749	1,253

### 受取期間 5年（月額約4.8万円×5年）

死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金(年金原資)290万円 (単位：円)

年齢(歳)	男性	女性	年齢(歳)	男性	女性
16	1,018	612	41	1,842	1,009
17	1,041	624	42	1,900	1,036
18	1,062	635	43	1,961	1,062
19	1,081	646	44	2,024	1,091
20	1,099	656	45	2,091	1,117
21	1,120	664	46	2,157	1,146
22	1,142	678	47	2,233	1,178
23	1,166	690	48	2,309	1,207
24	1,189	704	49	2,386	1,239
25	1,215	717	50	2,471	1,270
26	1,241	731	51	2,558	1,302
27	1,270	746	52	2,647	1,337
28	1,299	757	53	2,741	1,369
29	1,331	775	54	2,839	1,407
30	1,360	791	55	2,940	1,447
31	1,395	806	56	3,051	1,485
32	1,432	823	57	3,167	1,531
33	1,468	841	58	3,292	1,574
34	1,508	859	59	3,419	1,627
35	1,548	878	60	3,556	1,685
36	1,592	899	61	3,704	1,743
37	1,635	922	62	3,863	1,804
38	1,685	939	63	4,037	1,874
39	1,734	963	64	4,226	1,946
40	1,790	986	65	4,429	2,019

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝平成28年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- 年齢・性別により異なります。
- この事業の掛金は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。記載の掛金は総保険金額30億円以上100億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。（既加入の方の掛金は上記に関わらず、ご加入時の年齢及び保険料率が適用されますが、割引額の変更により掛金に変更になる場合があります。）
- 記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入（増額）時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 「遺族附加年金事業」加入が加入条件です。ただし、退職後は、「家族支援事業 70」加入が加入条件です。
- 年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

# 共通取扱いについて

## 申込方法

(遺族附加年金事業、家族支援事業70、新・3大生活習慣病克服事業)  
所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。  
※ただし掛金は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。  
※ただし掛金は年齢区分の変更により変更される場合があります。  
(退職後継続事業(リレープラン))  
所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。

## 掛金払込

毎月の給与から控除します。(初回は12月分より)  
遺族附加年金事業のボーナス分は年2回の賞与から控除します。(初回は12月分より)

## 保険期間

(遺族附加年金事業、家族支援事業70、新・3大生活習慣病克服事業)  
1年間(平成28年1月1日～平成28年12月31日まで)で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(遺族附加年金事業のボーナス給付部分は半年単位の契約当日の前日)までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。  
(退職後継続事業(リレープラン))  
平成28年1月1日からご加入者(被保険者)が70歳になられた直後の契約当日の前日まで(ただし、年齢は保険年齢です。)  
※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。  
※更新後の掛金は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

## 配当金

(遺族附加年金事業、家族支援事業70)  
1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付します。(ただし、新・3大生活習慣病克服事業、退職後継続事業(リレープラン)については配当金はありません。)

## 解約返戻金

(遺族附加年金事業、家族支援事業70、新・3大生活習慣病克服事業)  
この制度に解約返戻金はありません。  
(退職後継続事業(リレープラン))  
この保険は、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

## 継続加入の取扱

(遺族附加年金事業、家族支援事業70)  
一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度加入コースの範囲内で継続加入できます。  
なお、更新の際に保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

## 自動更新の取扱

(新・3大生活習慣病克服事業)  
保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。  
※更新後のご契約の保険期間は1年です。  
※更新後の掛金は、更新時の年齢および保険料率により計算します。  
(退職後継続事業(リレープラン))  
ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。  
※更新後の掛金は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

## 脱退について

脱退は、原則更新時のみ取扱いします。  
退職・死亡等の被保険者資格を欠く事由についてのみ期中脱退を取扱います。

## 年金の取扱いについて

(遺族附加年金事業、家族支援事業70)  
1.年金の種類と型 ●遺族附加年金事業・家族支援事業70の年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただく確定年金です。基本年金額は定額型または逓増型(単利1%～7%)でご選択いただけます。逓増型の場合、基本年金額は毎年、逓増いたします。  
2.配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。  
3.年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。  
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。  
4.年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年2回または4回の受取りのいずれかです。  
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。  
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。  
5.年金払の対象となる保険金 ●新・団体定期保険・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、36万円未満の場合はお取り扱いできません。

## 年金の取扱いについて

(退職後継続事業(リレープラン))  
1.年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です。)  
2.配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。  
3.年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。  
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。  
4.年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回の受取りのいずれかです。  
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。  
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。  
5.年金払の対象となる保険金 ●無配当定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。  
●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たに「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

## (遺族附加年金事業、家族支援事業70)

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

## (新・3大生活習慣病克服事業、退職後継続事業(リレープラン))

当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結したことも特約付半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険契約、年金払特約付団体定期保険契約、リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約、リビング・ニース特約付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

### 個人情報に関する取扱いについて

### <契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。  
記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。  
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。  
なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。  
ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー  
指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

## 保険会社からのお願い・ご注意

### <保険金のご請求について>

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金は、3年間ご請求が無いと、そのお支払いができなくなりますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

### <改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

## 引受会社

### (遺族附加年金事業、家族支援事業70、新・3大生活習慣病克服事業、退職後継続事業(リレープラン))

明治安田生命保険相互会社 九州・沖縄公法人部法人営業部  
〒810-0801 住所 福岡市博多区中洲5-6-20 明治安田生命福岡ビル TEL 092-262-1568

MY-A-15-団-005297 MY-A-15-団-005298 MY-A-15-特疾-005299 MY-A-15-定期-005300

## ～遺族附加年金事業～ ((新・)団体定期保険)のお取扱いについて

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### (新・)団体定期保険について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いします。(当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります)

#### [死亡保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額	死亡保険金受取人

#### [高度障害保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額	被保険者

#### <高度障害状態とは>

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

\*「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

**!** つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。  
(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります)

- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があった、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 など

### 1. 死亡保険金

- ①被保険者が加入日(\*)から1年以内に自殺したとき  
(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

### 2. 高度障害保険金

- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

## ～家族支援事業70～ ((新・)団体定期保険)のお取扱いについて

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### (新・)団体定期保険について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いします。(当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります)

#### [死亡保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額	死亡保険金受取人

#### [高度障害保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額	被保険者

#### <高度障害状態とは>

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

\*「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

**!** つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。  
(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります)

- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があった、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 など

### 1. 死亡保険金

- ①被保険者が加入日(\*)から1年以内に自殺したとき  
(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

### 2. 高度障害保険金

- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

## ～新・3大生活習慣病克服事業～（無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)）のお取り扱いについて

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### I 無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)について

◆被保険者が以下のお支払事由に該当された場合に保険金をお支払いします。(当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります)

#### 【死亡保険金】

お支払事由	お支払額
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額

#### 【高度障害保険金】

お支払事由	お支払額
加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額

#### <高度障害状態とは>

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

**！ つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)**

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、

またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります)

- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があった、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき など

#### 1. 死亡保険金

- ①加入日(\*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき  
(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります)
- ②契約者の故意によるとき
- ③死亡保険金受取人の故意によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

#### 2. 高度障害保険金

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- ②契約者の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

### II リビング・ニーズ特約について

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

#### ◆保険金のお支払事由

- 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、被保険者にお支払いします。  
「余命6か月以内」とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

- (1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
- (2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

※死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。

#### ◆お支払額

- お支払いする保険金額は、ご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と、6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額とします。(ただし、保険期間が1年間のご契約でご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます)

- 「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。

※保険金のご請求額(指定保険金額)は、この特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえた場合には、そのこえる部分については特約による保険金のお支払いはできません。

#### ◆ご請求者

- ご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人として、ご請求いただけます。

※ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。診断書には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の参考意見を記入していただく欄があります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や、担当医師に確認を求める場合があります。

※主契約の保険期間(ただし、更新される場合は、更新後の保険期間を含みます)満了前1年間はリビング・ニーズ特約による保険金のご請求はできません。(保険期間が1年間のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます)

**！ つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。**

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為による場合
- ②契約者・被保険者または指定代理請求者の故意による場合
- ③戦争その他の変乱による場合

なお、この特約が付加されているご契約が、告知義務違反により解除となった場合も、この特約による保険金のお支払いはできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約の保険金の返還を請求します。

### III 指定代理請求制度について

特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約による保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行う意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次のいずれかの方となります。

- 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者、もしくは3親等内の親族

お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、当社にご契約者または被保険者にお問い合わせがあったこ

とをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

### IV その他

#### ◆保険料払込免除

被保険者が加入日(\*)以後に発生した不慮の事故により180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

※不慮の事故については、普通保険約款の付表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

※所定の身体障害の状態ならびに保険料のお払込みを免除しない場合については、普通保険約款第8条をご覧ください。

#### ◆高額割引制度

無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)において、当社の定める条件を満たす場合、高額割引制度が適用され、保険料が割安になります。

高額割引の判定は毎年、年単位の契約応当日毎に行い、以後の保険料から新たな割引が適用されます。なお、契約内容の変更等により上記の条件を満たさなくなった場合は高額割引制度が適用されなくなります。

#### ◆ご契約の詳細

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。団体またはパンフレット記載の当社担当部署までお問い合わせください。

<「ご契約のしおり 約款」記載事項の例>

- ・お申込みの撤回(クーリング・オフ)について
- ・解約と返戻金について
- ・健康状態等の告知義務について
- ・契約内容の変更等について
- ・保険金等をお支払いできない場合について
- ・「生命保険契約者保護機構」について

#### ◆お取り扱いできない事項の例

- ・保険期間中の保険金額の増額・減額
- ・保険期間の変更
- ・保険料の払込方法の変更

#### ◆契約時のご注意

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

#### ◆その他

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。

※この保険には満期保険金、自動振替貸付制度はありません。また、現金貸付、払済保険、延長保険のお取扱いはいたしません。

## ～退職後継続事業（リレープラン）～（無配当定期保険（Ⅱ型））のお取扱いについて

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### I 無配当定期保険（Ⅱ型）について

◆被保険者が以下のお支払事由に該当された場合に保険金をお支払いします。(当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります)

#### 【死亡保険金】

お支払事由	お支払額
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額

#### 【高度障害保険金】

お支払事由	お支払額
加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額

#### <高度障害状態とは>

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

**！** つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお支払いいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、

またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります)

- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があった、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき など

#### 1. 死亡保険金

- ①加入日(\*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき  
(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります)
- ②契約者の故意によるとき
- ③死亡保険金受取人の故意によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

#### 2. 高度障害保険金

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- ②契約者の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

### II リビング・ニーズ特約について

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

#### ◆保険金のお支払事由

- 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、被保険者にお支払いします。  
「余命6か月以内」とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

- (1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時には余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
- (2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

※死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。

#### ◆お支払額

- お支払いする保険金額は、ご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と、6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額とします。(ただし、保険期間が1年間のご契約でご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます)

- 「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。

※保険金のご請求額(指定保険金額)は、この特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえた場合には、そのこえる部分については特約による保険金のお支払いはできません。

#### ◆ご請求者

- ご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人として、ご請求いただけます。

※ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。診断書には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の参考意見を記入していただく欄があります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や、担当医師に確認を求める場合があります。

※主契約の保険期間(ただし、更新される場合は、更新後の保険期間を含みます)満了前1年間はリビング・ニーズ特約による保険金のご請求はできません。(保険期間が1年間のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます)



つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為による場合
- ②契約者・被保険者または指定代理請求者の故意による場合
- ③戦争その他の変乱による場合

なお、この特約が付加されているご契約が、告知義務違反により解除となった場合も、この特約による保険金のお支払いはできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約の保険金の返還を請求します。



### III 指定代理請求制度について

リビング・ニーズ特約による保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者本人が受取人となる保険金について、被保険者が保険金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行う意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金の請求時において、次のいずれかの方となります。

- 請求時において、被保険者と同じく、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者、もしくは3親等内の親族

お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、当社にご契約者または被保険者にお問い合わせがあったこ

とをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。



### IV その他

#### ◆保険料払込免除

被保険者が加入日(\*)以後に発生した不慮の事故により180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

※不慮の事故については、普通保険約款の付表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

※所定の身体障害の状態ならびに保険料のお払込みを免除しない場合については、普通保険約款第6条をご覧ください。

#### ◆高額割引制度

無配当定期保険(Ⅱ型)において、当社の定める条件を満たす場合、高額割引制度が適用され、保険料が割安になります。

高額割引の判定は毎年、年単位の契約応当日毎に行い、以後の保険料から新たな割引が適用されます。なお、契約内容の変更等により上記の条件を満たさなくなった場合は高額割引制度が適用されなくなります。

#### ◆ご契約の詳細

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。団体またはパンフレット記載の当社担当部署までお問い合わせください。

<「ご契約のしおり 約款」記載事項の例>

- ・お申込みの撤回(クーリング・オフ)について
- ・解約と返戻金について
- ・健康状態等の告知義務について
- ・契約内容の変更等について
- ・保険金等をお支払いできない場合について
- ・「生命保険契約者保護機構」について

#### ◆お取り扱いできない事項の例

- ・保険期間中の保険金額の増額・減額
- ・保険期間の変更
- ・保険料の払込方法の変更

#### ◆契約時のご注意

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

#### ◆その他

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。

※この保険には満期保険金、自動振替貸付制度はありません。また、現金貸付、払済保険、延長保険のお取扱いはいたしません。

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

遺族附加年金事業  
(子ども特約付半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険)  
家族支援事業70(年金払特約付団体定期保険)

新・3大生活習慣病克服事業  
(リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))  
退職後継続事業(リレープラン)  
(リビング・ニース特約付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型))

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### ② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
新・団体定期保険	P6	P13	P3	P15
団体定期保険	P7		P7	P16
無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)	P9		P9	P10、17
無配当定期保険(Ⅱ型)	P11		P11	P19

### ③ 配当金

新・団体定期保険、団体定期保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。  
無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)、無配当定期保険(Ⅱ型)は、配当金はありません。

### ④ 脱退による返戻金

新・団体定期保険、団体定期保険、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は、脱退(解約)による返戻金はありません。  
無配当定期保険(Ⅱ型)は、保険期間中に脱退(解約)された場合、加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

### ⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社  
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### ② 告知に関する重要事項

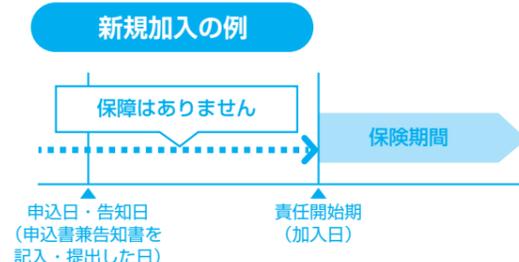
■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といえます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### ③ 責任開始期(加入日\*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社でご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といえます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

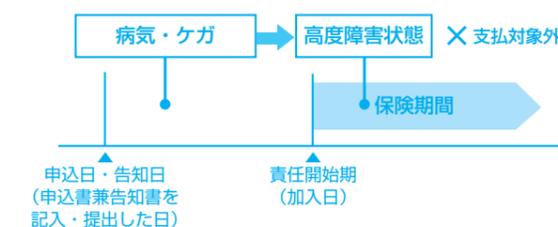


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### ④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

### 高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)について、責任開始期(加入日\*)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日\*)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

新・団体定期保険 P15、  
団体定期保険 P16、  
無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型) P10、17、  
無配当定期保険(Ⅱ型) P19

### ⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>)

### ⑥ ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口